次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成 22 年 10 月 5 日

## 収支等命令者

## 佐賀県農林水産商工本部茶業試験場長

松 村 司

1 契約名

釜炒り茶製造ライン製作委託契約

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 部局等の名称 佐賀県農林水産商工本部茶業試験場
  - (2) 所在地 佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙 1870-5
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成 22 年 8 月 26 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名 有限会社前田板金機械店 取締役社長 前田 健太
  - (2) 住所 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 659-1
- 5 随意契約に係る契約金額 35,280,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。